

第1回 寝屋川市緑の基本計画審議会

議 事 録

日 時：平成 29 年 8 月 23 日（水）午前 10 時から

場 所：市役所議会棟 5 階第 2 委員会室

出席者：別添のとおり

司 会

定刻になりましたので、ただいまより第1回寝屋川市緑の基本計画審議会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しいところ御出席頂き誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます水・みどり室の小西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

緑の基本計画の改定の背景といたしましては、策定から概ね 16 年が経過した中で、近年の社会情勢の変化や関連計画の策定などを踏まえ、新たな時代に応じたみどりづくりの方針として計画の改定を行うものでございます。

この審議会におきまして、みどりに関する様々な意見を議論し、計画改定を進めてまいりたいと考えておりますので御協力を賜りますようお願いいたします。

はじめに、本日の審議会の出席者につきまして、ただいま委員 10 名のうち 10 名の出席でありますので、寝屋川市緑の基本計画審議会規則第 6 条第 2 号の規定により本審議会は成立しておりますのでご報告いたします。

それでは、本審議会の開催に先立ちまして、寝屋川市戸上副市長より委嘱状を交付させていただきます。なお、時間の都合上委嘱状は皆様の机の上に配布させて頂いており、代表してお一人の方にお受け取り頂きますのでご了承願います。

それでは、代表いたしまして石田裕子様、前へお越し下さい。

副市長よろしくお願いいたします。

副市長 委嘱状。石田裕子様。寝屋川市緑の基本計画審議会委員を委嘱します。平成29年8月23日。寝屋川市長 北川 法夫。
よろしく申し上げます。

(委嘱状 交付)

司 会 戸上副市長、石田委員ありがとうございました。
次に資料の確認をさせていただきます。
資料といたしましては、
委嘱状、本日の次第、
資料1 「寝屋川市緑の基本計画審議会委員名簿」
資料2 「寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例」
資料3 「寝屋川市緑の基本計画審議会規則」
資料4 「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」
資料5 「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」
資料6 「緑の基本計画の改定」
資料7 「緑の基本計画の進捗状況」
資料8 「緑の基本計画改定のスケジュール案」
資料9 「みどりに関するアンケート実施要領」
資料10 「みどりに関する市民アンケート調査票」
資料11 「みどりに関する事業者アンケート調査票」
の13種類となっております。お揃いでしょうか。
また、部数に限りがございますが、参考として「緑の基本計画」の本編をそれぞれの机に1冊ずつ配布しておりますので、必要がございましたら本審議会の中で随時ご確認くださいますようお願い申し上げます。それでは、戸上副市長より、御挨拶申し上げます。

副市長 副市長の戸上でございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、暑いなか、ご多忙のなか寝屋川市の緑の基本計画審議会

にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には今年度から2か年にわたり開催いたしますこの審議会の委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

寝屋川市におきましては、平成12年度に「寝屋川市緑の基本計画」を策定し、寝屋川の水辺を活かしたせせらぎ公園や既存の池と樹林地を活かした公園の整備、友呂岐緑地のサクラ保全事業、公共用地及び民有地の緑化の推進など、みどり豊かなまちづくりを進めてまいりましたが、一方で都市化の進展による農地の減少や事業に未着手の都市計画公園が多くあるなど緑をとりまく課題もあらわれています。

現行の緑の基本計画は策定後16年が経過しており、ただいま申し上げましたような本市の緑の現状や課題、平成30年度から都市緑地法の改正に伴う緑の基本計画の拡充、そして行政の主要な計画へのアウトカム指標の導入など社会情勢の変化を踏まえ、将来の寝屋川市を見据えて、新たな緑の基本計画の策定が必要であると考えております。

委員の皆様におかれましては、この新たな基本計画の策定にあたりまして、幅広い見地から貴重なご意見、お考えをお聞かせいただき、お力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

司 会

ありがとうございました。続きまして、この場をお借りして委員の皆様のお紹介をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。なお、御紹介につきましては資料1の「寝屋川市緑の基本計画審議会委員名簿」の順に紹介させていただきます。

それでは、始めに学識経験者の皆様から御紹介をさせていただきます。

摂南大学准教授 石田 裕子 様

大阪府立大学特任教授 増田 昇 様
大阪府立大学工業高等専門学校准教授 山野 高志 様
次に、関係団体からの推薦者の皆様といたしまして、
株式会社エクセディ安全衛生環境部部長 大迫 修 様
寝屋川市農業委員会会長 北川 博 様
市立中央小学校校長 辻 直幸 様
大和町自治会会長 中村 嘉彦 様
寝屋川市市政協力委員自治推進協議会 中山 恵子 様
次に、公募市民といたしまして、
板野 登美子 様
工藤 慎一 様

以上 10 名の皆様でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。続きまして、市理事者、事務局の紹介をさせていただきます。

副市長の戸上でございます。

理事の茂福でございます。

次に、事務局から、

まち建設部長の大坪でございます。

まち建設部水・みどり室 課長の兼子でございます。

まち建設部水・みどり室 係長の住本でございます。

まち建設部水・みどり室 主査の菊池でございます。

私、水・みどり室長の小西でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは案件に入らせて頂きます。案件(1)会長・副会長の選出でございますが、会長・副会長が決まるまで、副市長に議長を務めて頂きます。よろしくお願ひいたします。

議 長
(副市長)

それでは、会長・副会長が選出されるまで議長を務めさせていただきます。

「寝屋川市緑の基本計画審議会」の会長につきましては、「寝屋川

市緑の基本計画審議会規則」第4条第2号の規定により、前条第2号に当たる学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定めることとなっており、副会長につきましては、同規則第4条第4号の規定により、会長は副会長を前条第2号の者である委員の中から指名し、定めることとなっております。

まず会長について、どなたか立候補又は御推薦される方などいらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃらなければ、事務局一任とさせて頂いてよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 (副市長) ありがとうございます。それでは、事務局から会長の選出について提案して下さい。

事務局 会長には、大阪府都市計画審議会や本市景観審議会などの委員の経験をお持ちである大阪府立大学の増田委員にお願いしてはいかがでしょうか。

議長 (副市長) ただいま、増田委員に会長をお願いしてはとの提案がございましたがいかがでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 (副市長) ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、会長は増田委員に御就任頂くこととさせていただきます。

次に副会長の選出でございます。急ではございますが、増田会長から指名して頂きますようお願いいたします。

増田会長 「寝屋川市緑の基本計画審議会規則」第3条第2号である委員の中から指名することをございますので、都市計画に広く関わりを持っておられる大阪府立大学工業高等専門学校の上野委員に副会長をお願いしたいと思いがいかがでしょうか。

議長 たいいま増田会長より、副会長に上野委員が指名されましたがいかがでしょうか。
(副市長)

全委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。ご異議なしとのことをございますので、副会長は上野委員に御就任頂くこととさせていただきます。
(副市長)

それでは、会長・副会長が選出されましたので、今後の本審議会の運営につきましては、会長・副会長をお願いいたしまして、議長を降壇させていただきます。御協力ありがとうございました。

司会 戸上副市長ありがとうございました。今後の議事進行につきましては、増田会長をお願いさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。なお、戸上副市長は公務のためここで退席いたしますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、増田会長、上野副会長、会長席、副会長席へ移動願います。会長に就任されました増田会長に一言御挨拶をお願いいたします。

増田会長 みなさま改めましておはようございます。大阪府立大学の増田でございます。

現計画は20世紀末に策定されており、21世紀に入ってからみどりを取り巻く状況は大きく変わってきており、気候変動に伴う異常気象や生物多様性の問題、あるいは都市間競争における都市の魅

力性など独自の特性の展開、または、市民、企業の方々が自ら良好な環境を構築するべくみどりづくりへ参画することが必然的になってきたところです。

みどりを取り巻く動向は、色々な意味で大きく変わろうとしているところであり、現緑の基本計画を踏まえながらも、斬新かつ実行力に富んだ計画となるよう、皆様方には忌憚のない意見を賜りたいと考えていますのでよろしくお願い致します。また、山野副会長にはお手数をお掛けしますがよろしくお願い致します。

司 会 ありがとうございます。次に、副会長に就任されました山野副会長、一言御挨拶をお願いいたします。

山野副会長 山野でございます。よろしくお願い致します。私の専門は景観デザイン、景観工学であり、景観の大きな要素を占めているのはみどりであり、市の景観審議会の中でもみどりに関する議論がなされてきたことも踏まえて、緑の基本計画において具体的にどのようにみどりを活かして美しいまちづくりを進めていくかなどを考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

司 会 ありがとうございます。それでは、案件に戻らせて頂きます。増田会長、議事進行よろしくお願い致します。

増田会長 それでは案件に入らせて頂きます。案件(2)審議会の運営について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 水・みどり室の兼子でございます。よろしくお願い致します。それでは、案件(2)審議会の運営についてご説明申し上げます。はじめに、資料2をご覧ください。本審議会を設置するに当たり、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例に、市長の附属機関とし

て、寝屋川市緑の基本計画の変更についての調査審議に関する事務を担任事務とする「寝屋川市緑の基本計画審議会」を設置したものでございます。

次に、資料3をご覧ください。本審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた「寝屋川市緑の基本計画審議会規則」を制定し、第3条における委員の委嘱、第5条における任期、第6条における会議等に関する事項について規定したものでございます。

また、第9条において、本審議会の所掌事務の遂行のために必要があると認める場合は、市の関係職員、またはその他の者に対する協力依頼に関する事項について規定したものでございます。

この規定に基づき、事務局において実施する「寝屋川市緑の基本計画基礎調査業務委託」の受託者である株式会社ヘッズに対しまして、会議への出席を依頼させて頂きたいと考えております。

次に、資料4 をご覧ください。本市では、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、会議の運営や公開について、運用を行っております。本審議会においても、同指針に基づき、運用したいと考えております。

また、3ページの「12 会議記録の閲覧等」に基づき、審議会終了後に議事録を作成し、各委員の確認を経て、会長の承認を頂いた後、本市のホームページにおいて公開してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料5 をご覧ください。本審議会の傍聴に関する事項につきましては、「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」に基づき、運用してまいりたいと考えております。

傍聴の受付につきましては、第4条の規定に基づき、会議の開始時刻前から行い、先着順とさせていただきます。

傍聴人の定員につきましては、第5条の規定に基づいた上で、本会場の都合も考慮し、10名と考えております。

なお、傍聴人の入退室につきましては、第7条の規定による傍聴

人の守るべき事項に違反した場合を除き、随時、入退室頂きたいと考えております。以上で、説明を終わらせて頂きます。

増田会長 案件(2)の説明が終わりましたが、内容についてご意見・ご質問があればお願いします。

(質疑応答なし)

増田会長 無いようでございますので質疑を打ち切ります。

それでは、審議の途中ではありますが、2名の方より本日の緑の基本計画審議会を傍聴したい旨の申し入れがありますので、「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」に基づき、入室していただきます。

また、事務局からの提案を踏まえ、寝屋川市緑の基本計画審議会規則第9条第2項の規定に基づき、株式会社ヘッズに対しまして本審議会への出席を依頼したいと考えますがいかがでしょうか。

全委員 異議なし。

増田会長 ありがとうございます。それでは、株式会社ヘッズには本審議会への協力者として、本審議会への出席を許可いたしますのでよろしくをお願いします。

(株)ヘッズ 株式会社ヘッズの松原、岡本でございます。よろしくお願い申し上げます。

増田会長 それでは続きまして、案件(3)緑の基本計画の改定について、事務局より説明をお願いします。

案件(3)緑の基本計画の改定についてご説明申し上げます。説明は、主に前方のスクリーンにて行いますが、お手元の資料6の1ページもあわせてご覧ください。

今回改定を進める「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条を根拠法令として、市町村が策定することができるものとされるものでございます。

位置づけといたしまして、「第五次寝屋川市総合計画」に即するとともに、「寝屋川市都市計画マスタープラン」に適合した内容とするものでございます。

また、大阪府が策定する「みどりの大阪推進計画」を指針とし、「寝屋川市環境基本計画」や「寝屋川市景観基本計画」などとも整合を図りつつ、策定するものでございます。

次に、緑の基本計画の内容についてご説明申し上げます。

緑の基本計画には、主として都市計画区域における緑地の適正な保全、及び緑化の推進に関する措置について、総合的・計画的に実施するために定めるものでございます。

主な内容といたしましては、「緑地の保全及び緑化の目標」や、これを推進するための「施策に関する事項」などを定めるものでありますが、地域の実情に応じて、その他事項を定めるなど、より計画の充実を図ることが求められるものでございます。

次に、現行の緑の基本計画の概要についてご説明申し上げます。

計画の目標年次といたしましては、平成13年の策定から概ね20年後となる平成32年度でございます。

次に、計画のフレームといたしまして、対象面積は2,473ha、人口は23万人、市街地の規模が2,215haでございます。

次に、資料6の2ページをあわせてご覧ください。緑の将来像といたしまして、淀川河川公園、寝屋川公園、南寝屋川公園、などの「骨格的な緑地の計画と整備」をはじめ、「市街地内における新たな緑化の計画と整備」、友呂岐緑地や主要幹線道路による「水と緑の都

市軸」、市内水路等による「水と緑のネットワークの形成」を位置付けるとともに、寝屋川市駅周辺地区、田井西公園周辺地区を「緑化重点地区」の「緑化モデル優先地区」として計画・整備することとしたものでございます。

次に、資料6の3ページをあわせてご覧ください。緑の配置方針といたしまして、緑が有する代表的な機能である「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」の4系統別緑地の配置方針を示したものでございます。

また、この4系統緑地の配置方針を踏まえた上で、先の「緑の将来像」において示す5つの方針ごとに、総合的な緑地の配置方針を示したものでございます。

次に資料6の4ページをあわせてご覧ください。緑の配置方針を踏まえ、計画の枠組みを整理したものでございまして、「4系統別緑地の配置方針」と、「総合的な緑地の配置方針」を踏まえ、「緑を守る計画」、「緑をつくる計画」、「水と緑のネットワーク計画」、「緑化を進める計画」、「緑を普及する計画」ごとに基本的方策を示すとともに、緑化モデル優先地区における緑化事業の展開を示したものでございます。

次に、計画の進捗状況についてご説明申し上げます。資料7をあわせてご覧ください。市域全体における施設緑地と地域性緑地をあわせた全ての緑地の確保目標に対する進捗は 59.5%、都市計画公園をはじめとする都市公園の整備目標に対する進捗は 60.9%、市域全体の緑化目標に対する進捗は 13.7%となっています。

項目別の進捗状況につきましては、資料7の2枚目「緑の基本計画進捗状況 項目別集計表」をご覧ください。なお、前方のスクリーンには、「項目別集計表」の抜粋をお示ししています。

本表は、大きく「施設緑地」と「地域性緑地」に二分しており、平成 12 年度と平成 28 年度を比較すると、「施設緑地」は 184.80ha から 208.10ha で 23.30ha 増加する一方で、「地域

性緑地」は 295.14ha から 161.71ha で－133.43ha となっており、総合計では－110.13ha と大きく減少する結果となっております。以上が現行計画の概要と進捗状況でございます。

次に、改定の背景についてご説明申し上げます。資料6の5ページをあわせてご覧ください。はじめに、本市の人口推計といたしまして、平成28年2月に策定した「寝屋川市人口ビジョン」において、平成52年の目標人口は200,000人とするものがございます。

次に、本市総合計画の市民意識調査における「あなたの身近に公園・緑地があると思うか」との問いに対する回答といたしまして、平成22年と平成27年を比較すると、各年に若干の増減はあるものの、「思う・少し思う」と回答された方は、51.1%から58.8%へ増加するとともに、「思わない・あまり思わない」と回答された方は35.3%から27%へ減少する結果となっております。

次に「近年のみどりを取り巻く動向」についてご説明申し上げます。資料6の6ページをあわせてご覧ください。

はじめに、「集約型都市構造化に向けた総合的な取り組み」といたしまして、現在、国においては、人口減少、少子高齢化等に対応したコンパクトシティや都市と緑・農が共生する都市の実現を目指しているところでございます。

これらの実現に向けた取り組みとして、「都市農業の多様な機能の発揮」を中心的な政策課題に据えた「都市農業振興基本計画」が平成28年5月に策定されるとともに、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」の最終取りまとめがなされ、今後の緑とオープンスペース政策において重点的に推進すべき内容として、「緑とオープンスペースによる都市のリノベーション」、「都市公園の柔軟的使用のためのプランニングやマネジメントの強化」、「市民等との効果的な連携のための仕組みの充実」が掲げられたところでございます。

これらの動向を受けて、都市緑地法等の一部を改正する法律が公

布・施行されたことに伴い、「都市公園の再生・活性化」、「緑地・広場の創出」、「都市農地の保全・活用」に関する施策の充実が図られたところであり、緑の基本計画における記載事項についても、「都市公園の管理の方針」や「農地を緑地として政策に組み込む」旨の拡充がなされたものでございます。

次に、資料6の7ページをあわせてご覧ください。「環境問題や安全・安心なまちづくり」といたしまして、「地球規模での温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題の顕在化」や、「阪神淡路大震災、東日本大震災の発生」、または「近年多発する短時間集中豪雨」を受けて、様々な災害に対応する防災機能の強化が求められるところでございます。

次に、「生物多様性の確保」といたしまして、平成22年に日本で開催された「生物多様性条約の締約国会議」において、生物多様性確保に向けた取り組みが重要であるとの認識がなされたことを受けて、「都市緑地法運用指針」においても、緑の基本計画の改定時にこれらの技術的配慮事項を参照するよう示されたところでございます。

次に、「関連計画等」といたしまして、緑の基本計画の指針となる「みどりの大阪推進計画」において、府域面積の4割以上の緑地を確保することをはじめとする、新たな目標が掲げられるとともに、従来の施設緑地と地域性緑地の枠組みに捉われず、セミパブリック空間における府民・行政・事業者が一体となった緑化施策を推進することが大きな取り組み方向として謳われたところでございます。

次に、「都市公園法運用指針」において、従来、定められていた住区基幹公園にかかる誘致距離の数値表示を行わない旨の内容が示されるとともに、一人当たり公園面積についても、従来の標準値である10㎡以上をあくまで参酌すべき基準として位置づけられたものでございます。

次に、資料6の8ページをあわせてご覧ください。「都市計画公園

緑地の見直し検討」にかかる取り組みといたしまして、大阪府においては、「府営公園に関する見直しの基本方針」を策定し、施設緑地や地域性緑地等を一体的に評価する仕組みづくり等に基づき、「建築制限の長期化への対応」や、「説明責任の明確化」などを目的として、本市寝屋川公園他 10 公園について、見直し検討が進められているところでございます。

また、これと並行いたしまして、府都市計画協会の事業として「市町村公園に関する見直しの基本的な考え方」が示されたことを受けて、本市においても、緑地の現状や今後の緑化施策の方向性などを明らかにした上で、今後見直し検討を進める予定でございます。

以上の改定背景を踏まえ、緑の基本計画改定の目的を整理いたしますと、(1)人口減少を見据えた取り組みにおいて、まちの安全確保や魅力の向上を図りつつ、今後更なる市民意識の向上を目指したみどりづくりを推進すること。(2)コンパクトシティや都市と緑・農が共生する都市の実現を目指した取り組みにおいて、「都市緑地法等の一部を改正する法律」の公布・施行などに伴い、戦略的な緑・オープンスペース政策を推進すること。(3)「環境問題や安全・安心なまちづくり」において、「環境問題の顕在化」や、様々な災害に対応する防災機能の強化を図ること。(4)生物多様性確保に向けた取り組みを推進すること。(5)大阪府において「みどりの大阪推進計画」が策定され、施設緑地と地域性緑地を一体的に評価する仕組みづくりが進められるとともに、住区基幹公園の誘致距離が廃止され、また、一人当たり公園面積が参酌基準とされたことを受けて、みどりづくりに係る考え方において、地域特性に応じた都市公園等の弾力的運用を図ること。(6)大阪府において、市町村公園についても、「建築制限の長期化への対応」や、「説明責任の明確化」などを目的に、見直すべき方向性が示唆されたことを受けて、必要に応じた都市計画変更を検討すること。などを目的として、この度、緑の基本計画を改定するものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、平成31年3月の改定を目指して検討を進めるものでございます。なお、スケジュールの詳細は次の案件(4)にてご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で、案件(3)緑の基本計画の改定についての説明を終わらせていただきます。

増田会長 案件(3)の説明が終わりましたが、内容についてご意見・ご質問があればお願いいたします。

石田委員 進捗状況について、資料7の2ページに記載されているが、緑化モデル優先地区2地区における進捗状況が記載されていないため、説明をお願いしたい。

事務局 緑化モデル優先地区に特化した進捗は集計していませんが、例えば、寝屋川市駅周辺地区では計画策定後に大利公園の整備や友呂岐緑地のリニューアル事業を行うなど都市公園の整備を進めてきたところでございます。

また、田井西公園周辺地区においても都市公園の整備を進めてきたところでございます。それらの進捗については、資料7の1ページの「2 都市公園等目標水準」の中で都市公園が60.9%、都市公園等が63.0%となっているものでございます。

中村委員 大利公園に携わっているが、市では大利公園と友呂岐緑地を繋ぐ散歩道事業を実施される中で、チューリップやひまわりを植えており、昨年夏には市立第二中学美術部の生徒が壁画を作成してくれるなど、地域住民等の利用を促進するようなPRを実施しているところである。

増田会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

私の方から何点か指摘をさせていただくが、資料6の6ページから7ページに記載する「(2)近年のみどりを取り巻く動向」の「②環境問題や安全・安心なまちづくり」の中で、「ヒートアイランド現象などの環境問題の顕在化」とあるが、国においては、緩和策（抜本的改善）はもとより当面適応策（対処療法的取り組み）を進めるための指針を策定しており、大阪府環境審議会の中においても当面適応策についての提案がなされている。

また、「③生物多様性の確保」についても、平成22年の生物多様性条約の締約国会議や都市緑地法の改正のみならず、様々な法整備等がなされてきたところである。

さらに、関連計画においては、大阪府において「みどりの大阪推進計画」の改定が進められているところであり、その上位計画である「都市計画区域マスタープラン」との整合についても確認しておく必要がある。

これらを踏まえ、環境政策等の視点から緑の基本計画改定の背景を丁寧に整理しておくべきである。

次に、9ページの「5 緑の基本計画改定の目的」において、「(1)市民意識の向上を目指したみどりづくり」の記載があるが、意識の向上のみではなく、どのように行動に繋げていくかが重要な時代であり、先ほどの中村委員の発言にもあったとおり、既に市民のみなさんは様々な行動をされている。意識のみではなく、どのように行動を誘発していくかが重要である。

次に、「(2)戦略的な緑・オープンスペース政策を推進」においては、明確な指標を掲げて進捗管理を行うことが重要となる。先ほども石田委員から緑化モデル優先地区の進捗状況に関する質問があったが、今回の改定計画においては、進捗管理を適切に行うとともに、フィジビリティ（実現可能性）を確保することも重要である。

次に、「(5)地域特性に応じた都市公園等の弾力的運用」とあるが、

これは政策論の話であって、今後大事な取り組みとしては開設済公園のマネジメント（パークマネジメントプラン）であり、都市緑地法等の一部改正においても都市公園の再生・活性化が位置づけられたことなどからも、弾力的運用ではなく既存公園のマネジメントの視点が重要である。

また、市の貴重な財産である淀川河川公園の関連で言うと、近年、淀川河川計画が見直された。具体的には、河川に相応しい公園づくりを推進していくものであり、これまでの底水護岸の切り下げを抑制することやワンドを保全・活用することなど、緑の基本計画策定当時とは大きく位置づけが変化している。国有公園ではあるが、市域に存する公園であることから、関連計画として十分に踏まえる必要がある。

国、府、市の計画の関連性を明確化するとともに、生駒山系の麓である立地特性などを踏まえると、生物多様性確保の観点から生物の移動性を考慮し、周辺市町村との連携をどのように考えていくのかが重要となる。

本日提案資料の大きな枠組みをもとに、時代背景や動向を見落とすことなく取りまとめを進めていただきたい。

北川委員 資料6の6ページにおいて、農地の視点で付け加えて考えていただきたいのは、国において策定された都市農業振興基本計画との関連として、平成25年に市が制定した産業振興条例があり、農業振興についても掲げられた中で、農地を都市緑地として充実させるべく、農地を計画的に保全していくことが謳われていることから、緑の基本計画の改定にも充分踏まえていただきたい。

増田会長 ありがとうございます。都市緑地法等の一部改正に伴い、緑の基本計画においては、都市農地の管理の方針や農地を緑地として政策に取り組むことが示されたことを受けて、生産緑地や宅地化農地の

位置づけの明確化がなされた。

また、都市農業振興基本計画の関連では、その地方計画版の策定が求められており、大阪府では「農業アクションプラン」の見直しを進め、9月頃には都市農業振興基本計画の大阪地方計画版として策定、公表する予定である。

生業として都市農業の成立性を確保するなどの難しい問題もあるが、これらも鑑みた上で、緑の基本計画の改定に踏まえていただきたい。

工藤委員 資料6の9ページ「5緑の基本計画改定の目的」の(5)地域特性に応じた都市公園等の弾力的運用に関連して、7ページの「④関連計画等 イ都市公園法運用指針」における市民一人当たりの公園面積に関する制度変更によって、これまでの目標が下方修正されるようなネガティブなイメージを受ける。都市公園を弾力的に運用すれば、これまでより後退するような意味合いの検討になると思われるため、例えば、量に代わる質的な向上（公園の利用頻度など）としての方向性を織り込んでいく必要があるのではないか。

増田会長 ご指摘のとおり、6ページに記載の内容として、パークマネジメントの視点から、都市公園の弾力的運用と同時に再生・活性化を目的とした協議会の設置や、民間活力の導入などが重要視されている。市民にとっての使い易さの向上などに展開していけるような視点が重要である。

石田委員 周辺市との広域連携は非常に重要であると考えます。私自身は河川工学、河川生態学を専門としており、河川の流れを考えると市内のみで完結させるべきではなく、例えば、一級河川寝屋川ではその流域全体を捉える視点が重要である。

情報提供として、現在、関西広域連合において行われている「琵琶湖

琵琶湖・淀川流域に関する研究会」においても、流域全体の環境、治水問題等の社会的問題を議論しているところである。未だ各市町村の具体的な行動には至っていないが、これらの動向も踏まえた上で、渡り鳥や魚など生物の移動性を十分に考慮しつつ、寝屋川流域や生駒山系などで繋がる周辺市町村との連携も考えていただきたい。

また、淀川河川公園関連では、点野地区において平成 25 年より淀川河川公園の再生整備計画が推進されており、昨年度より具体的にワークショップ等での議論がなされている。先日も点野地区において、国土交通省や市の協力を得て「まるごと体験会」を開催したところであり、淀川河川公園は、寝屋川市にとって非常に重要な緑地であるものとして、現緑の基本計画において「骨格的な緑」として位置づけられている。寝屋川再生ワークショップの中でも、一級河川の寝屋川と淀川の繋がりを確保していくべく議論をしているが、現実的にはそのような動線は機能していないと思われるため、これらを踏まえたネットワークづくりも今後検討していくべきである。

更に、友呂岐緑地から淀川河川公園までの間はみどりが少ないエリアであり、近年は本学（摂南大学）周辺においても宅地化の進行に伴い農地等が減少してきたところである。

現在、本学（摂南大学）において日本ペイント跡地を取得したことに伴い、新たなキャンパスとしての再整備計画を検討する中で、最終計画ではないが、副学長をはじめとするメンバーにおいて、緑地帯を整備したい意向を取りまとめているところである。是非、緑の基本計画審議会及び市の立場からも、本学（摂南大学）への緑地整備要請をかけていただくなど、戦略的なみどりづくりとして緑の基本計画に盛り込んでいただきたい。

増田会長

これに関連した話では、地元の大学と市の連携も非常に重要な話であり、例えば、大阪府立大学と市は包括連携協定を締結している

が、本締結を踏まえつつ、みどりづくりにおいても双方に連携できる仕組みづくりが求められるところである。

本審議会には、株式会社エクセディから大迫部長にご参画いただいているが、大規模土地所有者との協定なども重要となってくる。

「市民」との連携においては、大学、企業なども包括した定義と考えるべきであろう。

山野副会長

私からは「緑視率」の位置づけをお願いしたい。従来はよく「緑被率（一定区域に対する緑地面積の割合）」が用いられるが、「緑視率」とは街中などで人々が見る風景の中にどの程度みどりが含まれているか（人々の視野に含まれる緑地の割合）と定義されており、これが結果的に市民にとってどの程度みどりを感ずることができるかに繋がってくるといわれている。

次の案件でも説明があると思うが、今回のアンケートの中でも「どの程度みどりを感ずているか」との設問があり、この結果が「緑視率」にも関係してくるはずである。

また、大阪府において「緑視率」の調査を実施するとともに、緑視率算出のガイドラインも数年前に策定されており、寝屋川市では第二京阪沿道（寝屋川公園付近）において緑視率が算出、公表されていたはずなので参考としてもらいたい。

なお、国土交通省ホームページによると緑視率 25%以上で人々がみどりを感ずることができるとされている。

緑の基本計画において、定量的にこの指標を設けることは難しいかもしれないが、「緑視率」の概念を盛り込んでいただきたい。

増田会長

進捗管理の中で「緑視率」を導入している大阪市では、定点における緑視率を成果指標として掲げられている。

また、寝屋川市は景観重点地区の指定など景観形成の取り組みにおいては大阪府下でも先進的であるため、みどり行政とどのように

連携していくのかが非常に重要であろう。

他いかがでしょうか。

大迫委員

企業の立場として見ると、近年は日本経済新聞で「企業ランキング」が公表されており、各企業は敏感な反応を示している。これがリクルート活動やその地域での操業にも影響すると認識する中で、収益性のみならず社会貢献や生物多様性などの環境問題への取り組みが非常に重要であり、株主等からも問われている問題である。

例えば京阪電鉄におかれては、電車の中吊りチラシなどでも山林保護への助成を行っていることがPRされているが、弊社のような製造業を営む企業にとって、どのような社会貢献が可能かを考えた時に、どうしても地元へ貢献することができず、遠方の山林等を探して環境活動を行わざるを得ないなど、本来考えている取り組みとは少し異なった結果となっている。

寝屋川市に本社を構える弊社としては、寝屋川市から人を雇用し育てていくことなどにより、市の発展に寄与したい意向である。生物多様性などの視点から企業として貢献できるような候補地などがあればより活動しやすいと思われるので、緑の基本計画の改定には、これらの視点も踏まえていただきたい。

増田会長

今回の緑の基本計画の改定においては、「緑化重点地区」の指定と同時に「保全配慮地区」をどのように考えるのかが大きな課題である。里山などが「保全配慮地区」として指定されている事例があり、その保全やファンドの仕組みなどを今後考えていくべきであろう。

他いかがでしょうか。

中村委員

ヒートアイランド現象や生物多様性など非常に視野の広い議論がなされているが、実際に市民が求めているのは、身近な公園をどのように活用することができるかである。公園はあるが利用者が少な

い、管理が適切でないなど利用者の視点からの議論もお願いしたい。

また、一人当たり公園面積などを見ると、みどりが多いとされている東京においてもあまり思わしくなかったように記憶している。計画の目標達成においては、これらの指標設定のみならず、公園利用者等の意向を踏まえた取り組みが重要であると考えます。

ちなみに、公園利用者の意向を聞いていると、逆行しているかもしれないが、高木は視界が遮られるため防犯上好ましくないといった声が多く聞かれる。

増田会長

ヒートアイランド現象への対策として緩和策などが論じられてきたが、このような悠長な対応ではなく、適応策を打つことが重要であり、身近な足元の部分で何ができるのかを十分に議論することが重要である。

生物多様性においても同様であり、身近な場所で何ができるのか、または市民意識の向上に留まらず、市民の行動へつなげていくことが課題である。

公園利用においても、利用者が十分に使いこなせるような仕組みを構築していかないと、既存の公園が無くなってからその価値が認められないような事態になると思われる。

緑の基本計画改定では、市内企業や市民の方々がどのようにみどりとの関わりを持っていけるのかが見えるような計画に是非ともしたいと考えている。

今回は初回であるが、今後の検討において非常に貴重なご意見を頂いているので、これらを踏まえながら計画策定を進めていきたいのでよろしくお願いします。

他いかがでしょうか。なければ次の案件に移らせていただきます。

案件(4)緑の基本計画改定のスケジュール案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

案件(4)緑の基本計画改定のスケジュール案についてご説明申し上げます。説明は、主に前方のスクリーンにて行いますが、お手元の資料8「緑の基本計画改定のスケジュール案」もあわせてご覧ください。

はじめに、平成 29 年度の検討内容といたしましては、次の案件(5)においてご説明をいたします「みどりに関するアンケート調査」について、9月初旬から実施する予定でございます。

次に、9月初旬から「現計画の進捗評価」や「課題の整理」を進めるとともに、「みどりの目標値」や「計画改定の視点整理」の案を作成し、11月下旬に予定する第2回審議会においてお示しさせていただきます。これらの議論を踏まえるとともに、平成 30 年 1 月に予定する第3回審議会でのご審議を踏まえ、本年度末には「計画骨子」を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、平成 30 年度の検討内容といたしましては、まずは「みどりの配置方針」や「具体的施策等の抽出」の案を作成し、7月に予定する第4回審議会においてお示しさせていただきます。

また、11月に予定する第5回審議会におきまして、「具体的な推進施策」などの精査を図りつつ、重点的に取り組むべき項目等を抽出した上で、12月頃には、基本計画の素案として取りまとめを行ってまいりたいと考えています。

平成 31 年 1 月には、計画素案をもとにパブリックコメント手続きを実施し、市民の皆様のご意見を伺った上で計画案の取りまとめを行い、第6回審議会において計画案に対する答申を賜った上で、平成 31 年度末の計画改定へと進めてまいりたいと考えております。以上で、案件(4)緑の基本計画改定のスケジュール案についての説明を終わらせていただきます。

増田会長

ありがとうございます。本審議会には公募市民、各種団体の方々にご参画いただいているが、今後、一般市民の方々からご意見を伺

う機会はパブリックコメント手続きのみであるのか。

事務局 そのとおりです。

増田会長 商工会議所や農業委員会、学校関係、緑化団体、自治会等へのヒアリングなどは考えていないのか。

事務局 緑化団体等へのヒアリングは予定しておりますが、出来る限り関係団体等への情報提供や意見集約に努めてまいります。

増田会長 必ずしもワークショップを実施する必要性はないと思うが、多様な団体と連携を図りながら、みどりに関する興味や参画の方法についてヒアリングできる機会を作っていただきたいのでよろしくお願いします。

また、事務局の提案では、全6回の審議会の開催が予定されているので、委員の皆様には改めてよろしくお願いします。

それでは、案件(5)みどりに関するアンケートの実施について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、案件(5)みどりに関するアンケートの実施についてご説明いたします。説明は、主にお手元の資料9「みどりに関するアンケート実施要領」、資料10「みどりに関する市民アンケート調査票」、資料11「みどりに関する事業者アンケート調査票」にて行いますが、あわせて前方のスクリーンをご覧ください。

それでは、資料9をご覧ください。調査目的といたしまして、緑の基本計画の改定に当たり、市民、事業者におけるみどりの現状や、みどりづくりに係る意向を把握することを目的として実施するものでございます。

調査対象といたしましては、市域全域を対象として、20歳以上

の市民 3,000 票、また、従業員 30 人以上を要する全ての事業所を対象に実施するものでございます。

調査方法といたしましては、郵送による配布・回収とし、調査時期につきましては、平成 29 年 9 月初旬からの 2 週間を予定するものでございます。

それでは、市民アンケート調査票の内容についてご説明いたします。資料 10 の 1 ページをご覧ください。はじめに、「アンケートのお願い」といたしまして、都市格の向上を図る取り組みを進めるとともに、協働によるみどりのまちづくりの指針である「寝屋川市緑の基本計画」の改定を検討するに当たり、市民の皆様にご調査へのご協力を仰ぐものでございます。

次に 2 ページをご覧ください。「フェイスシート」といたしまして、問 1 から問 6 により、回答者の属性を把握するものでございます。

次に 3 ページをご覧ください。「市全体のみどりに関する設問」といたしまして、問 7 は、みどりの量に関する設問でございます。

次に、問 8 は、市内の印象的なみどりに関する設問でございます。基本的には、代表的な固有名詞を踏まえ、印象的なみどりが存する場所を把握するものでございます。

次に、問 9 は、「計画策定当時からのみどりの量的推移」を把握するものでございます。

次に、問 10 は、問 8 と同内容の選択肢により、今後増やすべき、守るべきみどりを把握するものでございます。

次に 4 ページをご覧ください。問 11 は、「みどりが持つ機能に対する期待」に関する設問でございます。スポーツ等の場所や、災害時などにおける防災機能、または都市の風格やまちのにぎわいづくりなど、市民が求めるみどりの機能を把握するものでございます。以上が「市全体のみどりに関する設問」でございます。

次に 5 ページをご覧ください。5 ページからは、「寝屋川市内の公園に関する設問」でございます。問 12 は、公園の利用頻度を把

握するものでございます。

次に、問 13 は、「実際に利用される公園」を把握するものでございます。

次に、問 14 は、「公園の利用方法」を把握するものでございます。

次に、問 15 は、問 12 において「ほとんど利用しない」、「全く利用しない」とお答えされた方々を対象に、その原因を把握するものでございます。

次に6ページをご覧ください。問 16 は、「居住地周辺の公園に対する不満点」を把握するものでございます。

次に、問 17 は、休息や健康づくりなどの利用機能をはじめ、地域交流などの媒体機能や、雨水の調節機能、気温上昇の緩和などの存在機能の視点から、「居住地周辺に求められる公園の機能」について把握するものでございます。以上が公園に関する設問でございます。

次に7ページをご覧ください。「回答者とみどりの関わりに関する設問」でございまして、問 18 は、「みどりに関する活動や団体の認知度」を把握するものでございます。

次に、問 19 は、「みどりに関する活動への参加状況」と、「参加意向」について把握するものでございます。

次に、問 20 は、「みどりに関する活動へ参加されている方」を対象として、花壇の世話や、公園、道路、河川等の清掃活動、または、生き物観察、保存樹の保護、勉強会等への参加など、「具体的な活動内容」を把握するものでございます。

次に8ページをご覧ください。問 21 は、「みどりに関する活動へ参加されている」、または「参加を希望している」方々を対象として、問 20 と同様の選択肢により、今後新たに参加してみたい活動内容を把握するものでございます。

次に、問 22 は、みどりに関する活動を行うにあたり、活動場所や資材の確保、自宅での植栽に対する税制優遇など、「行政に求める

支援内容」について把握するものでございます。

最後に、問 23 は、「自由意見」を求めるものでございます。以上が、市民アンケート調査票の内容でございます。

次に、事業者アンケート調査票の内容についてご説明いたします。

資料 11 の 1 ページをご覧ください。はじめに、事業者に対して、アンケート調査へのご協力を仰ぐものでございまして、内容は、市民アンケートと同様となりますので、説明を割愛させていただきます。

次に 2 ページをご覧ください。「フェイスシート」といたしまして、問 1 から問 5 により、回答者の属性を把握するものでございます。

次に 3 ページをご覧ください。「事業所におけるみどりに関する取り組み」といたしまして、問 6 は、「事業所の敷地内におけるみどりに関する取り組み状況」と、「緑化面積」を把握するものでございます。

次に、問 7 は、問 6 で「取り組みを行っている」、または「検討している」とお答えいただいた方を対象といたしまして、植栽や屋上緑化、ビオトープなどの内容を把握するものでございます。

次に、問 8 は、「事業所の敷地以外での取り組み状況」を把握するものでございます。

次に、問 9 は、問 8 で「取り組みを行っている」、または「検討している」とお答えいただいた方を対象といたしまして、その内容を把握するものでございます。

次に、4 ページをご覧ください。問 10 は、問 6 または問 8 において、「取り組みを行っている」、または「検討している」とお答えいただいた方を対象といたしまして、制度上の義務付けをはじめ、地域貢献や他社との差別化、従業員のクリエイションなど、その理由を把握するものでございます。

次に、問 11 は、事業所として「みどりに関する取り組みを新たに始める」、または「継続する」にあたり、地域との連携支援や、企

業PR、または金銭的支援、税制優遇など、「行政に求める支援内容」について把握するものでございます。

最後に、問12は、自由意見を求めるものでございます。以上で、案件(5)みどりに関するアンケートの実施についての説明を終わらせていただきます。

増田会長 ありがとうございます。私の方から質問ですが、調査対象として20歳以上の市民を抽出することが一般的ではあるが、本来であれば、次世代の担い手である小学校高学年や中・高校生がみどりに関してどのような意識を持っているのかを把握することが重要ではないか。また、事業所アンケートの対象に教育、福祉関係は入っているのか。

事務局 教育、福祉関係は対象外でございます。

増田会長 学校教育機関の敷地においては、比較的余裕があるためその空地での緑化や地域貢献に取り組んでおり、あるいは環境学習として市のみどりづくりに関する要求があることなどからも、是非とも教育関係等への調査をお願いしたい。

更に、出来ればNPO法人等の任意団体などの市民活動団体に対しても調査をお願いできればと考える。

今後は公園等を利用するというゲスト的な発想ではなく、公園等を媒体として市民が市民にサービスを提供することを考えるべき時代となってきている。

中村委員におかれても既に公園における環境学習等に取り組まれていると思うが、公園の使い勝手や市民が市民に対してサービスを提供することを想定し、各種団体によるみどりとの関わり方を確認しておく必要がある。石田委員、大迫委員の話にもあったが、企業等の立地環境による組織イメージへの影響などを背景とした大学や

企業における緑化の取り組み等を把握することも重要ではないか。

具体的な話では、吹田市で緑の基本計画を策定する当時、大阪大学、関西大学との緑化協定を締結するなど、行政との連携による取り組みが進められている事例がある。

工藤委員 現緑の基本計画策定時にもアンケート調査を実施された結果として、配布 3,000 票に対して回答率 28%、回答数 830 票という結果であるが、年齢属性は 30 代以上が多いなど無作為抽出すると、重要な年代による意向が把握できない可能性がある。

また、実際に緑化活動を行っている自治会等を通じて意向を把握するなど、みどりに関わる重要な組織に的を絞ることも大事であると思う。

増田会長 ありがとうございます。調査対象やその方法について、事務局では如何お考えか。

事務局 市民アンケートについては、20 歳以上の市民を対象とした上で、10 歳間隔で各年代が均等に配分することを前提とした上で、無作為に抽出することを予定しています。

また、学校、福祉関係、または市民活動団体への調査実施については、郵送による配布回収での対応が可能かは一度検討しますが、出来る限り広く意見等の集約に努めてまいりたいと考えています。

山野副会長 資料 10「みどりに関する市民アンケート調査」3 ページの問 9 に「最近 15 年の間に寝屋川市のみどりは増えたと思いますか。」との設問があり、現緑の基本計画策定時以降のみどりの推移を把握する主旨であると推測するが、回答者の認識度を深めるため、例えば 2000 年頃と表現するなどの工夫が望ましいのではないか。

また、6 ページの問 16、問 17 に関して、子供の話などを踏まえ

ると球技が可能な公園に係る話を良く耳にしており、問 17 では選択肢「5 運動施設を利用したスポーツ（球技など）ができる公園」との項目があるが、問 16 ではおそらく「8 公園の利用に対する制限が大きい」に包含されていると推測する。これらの表現について、双方の設問間で整合を図っていただきたい。

増田会長

問 16 の「9 公園の使用許可の手続きに時間や手間がかかる」との選択肢があり、これに対応して問 17 の「9 地域の人との交流や地域行事ができる公園」があるが、フリーマーケットなどのイベント等の多様な使用方法を考慮すると、地域行事に限定する必要はないと思う。

もう一点は、5 ページの問 12 「あなたは寝屋川市内の公園をどのくらい利用しますか」との問いに対する選択肢として公園を「よく利用する」「たまに利用する」「ほとんど利用しない」とあるが、カッコ書きでその回数を記載しておくほうが良い。

また、今後、成果指標を設定する中でも、例えば 3 ページの問 9 「寝屋川市のみどりは増えたと思いますか」などの感覚的な設問ではなく、「公園を何回利用したか」などの実行動的な指標の方が望ましい。例えば、全国的に児童公園の調査をしたところ、一番利用頻度が高い内容としては「児童公園を横切ること」であり、勿論これも公園利用の一つである。

辻委員におかれては、中央小学校の敷地内では学級花壇などの緑化に取り組まれているのではないのでしょうか。

辻委員

市内小学校においても大阪府の緑化樹事業などが推進されてきた中で、やはり維持管理等のマネジメントで苦労している。

また、本校（中央小学校）では園芸委員会を立ち上げており、畑の整備や花壇づくり、または市の植栽サポーター制度などを活用し緑化推進に努めているところであるが、やはり課題は維持管理であ

ると認識している。

増田会長

やはり小中学校は市が所有する大事な資産である。子供の頃から自然に触れ、感動することなどが大切であるため、是非学校関係の意向を把握していただきたい。本日は少し踏み込んだ議論ができたと思います。

それでは、他に意見等無いようですので、事務局にお返しします。

司 会

会長、議事進行誠にありがとうございました。

最後に理事の茂福より閉会のあいさつをいたします。

茂福理事

閉会にあたりまして一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

本日は、長時間にわたり貴重なご意見、ご質問を賜りありがとうございました。本日頂きましたご意見等につきましては、充分精査し反映してまいりたいと考えております。

本日は第1回目の審議会ということで、本審議会の主旨やみどりの状況、今後の進め方、またはアンケートの内容についてご説明させて頂きました。

本市におきましては、現在、人口減少、少子高齢化に対応するため、質の高い持続可能なまちづくりを目指し、立地適正化計画や公共施設等総合管理計画などの策定を行っており、緑の基本計画につきましても、これらとの整合を図ってまいりたいと考えております。

また、あわせましてアンケート調査等により、市民意見やニーズを踏まえながら十分に検討を重ねてまいりたいと考えております。

今後におきましても、会長はじめ委員の皆様におかれましてはより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、まだまだ暑い日が続きますのでお身体にご自愛を頂き、益々ご活躍されますことをご祈念いたしまして御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。以上をもちまして、「第1回寝屋川市緑の基本計画審議会」を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては、平成29年11月30日（木）午前10時から、市役所本館2階第1会議室にて開催させていただきますので、ご多忙とは存じますがご出席賜りますようお願い申し上げます。皆さん、本日はお疲れ様でした。

以上